

奈良県収用委員会告示第二号

奈良県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

奈良県収用委員会

会長 福 井 英 之

奈良県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づく奈良県収用委員会が取り扱う個人情報の保護については、個人情報の取扱いに関する規則（令和五年三月奈良県規則第五十二号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。
（奈良県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 奈良県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十二年九月奈良県収用委員会告示第一号）は、廃止する。